

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2012-05
June 13, 2012

新しい公正価値測定基準

新しいガイダンスの適用:測定および開示に関する
2012年第1四半期の所見

目次:

概要	1
要点	1
背景	2
主な所見	4
全体的な所見—全業種	4
金融サービス業界	6
その他の業種	11
質問	13

概要

要点

- 2011年5月、米国財務会計基準審議会 (FASB) は会計基準アップデートNo.2011-04「公正価値測定 (Topic 820): 米国会計基準 (US GAAP) と国際財務報告基準 (IFRS) における公正価値の測定および開示に関する規定を共通化するための改訂」(「当ASU」) を公表しました。当ASUは、主に現行の公正価値測定ガイダンスを明確化したもので、US GAAPとIFRSの整合性を高めることを目的としています。また、このガイダンスはいくつかの新しい開示を要求しています。
- このガイダンスは、公開企業については2011年12月15日より後に開始する中間期間および事業年度から、非公開企業¹については2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用されます。
- ほとんどの公開企業において、2012年3月31日に終了した四半期は当ASUのガイダンスを適用する初めての期間となりました。
- 当Datalineでは、サンプル企業37社が当ガイダンスをどのように適用したかに関する所見を提供し、報告企業が将来に公正価値の開示を行う際に役立つ先進的実務事例と要点を示しています。PwCはサンプル企業を、(1) 金融サービス—銀行およびキャピタル・マーケット、アセットマネジメント、保険、(2) その他の産業—公益事業、エネルギー、製造および不動産を含む、さまざまな業種から抽出しました。

¹ FASB は現在、別プロジェクトとして、非公開企業の公正価値開示規定について審議中です。



背景

.1 FASBの当ASUのサマリーには、「当審議会は、このアップデートの修正によって、Topic 820におけるこれらの規定の適用が変更されることは意図していない。」と記載されています。このため、また当ASUが特に公開企業における金融商品の公正価値の開示の拡大を要求していることから、PwCはUS GAAPに基づく実務の変更は主に開示に関連したものになると予測していました。

.2 [Dataline 2012-02](#)「新しい公正価値測定基準—新しい開示規定に関する適用指針 (*New fair value measurement standard -- Implementation guidance for new disclosure requirements*)」には、いくつかの新しい開示規定について適用指針を提供する、一連の質問と回答が含まれています。さらに、PwCの[公正価値測定の会計処理に関するガイド—2012年版 \(*Guide to Accounting for Fair Value Measurements, 2012 edition*\)](#)は、一章を割いて公正価値の開示 (FV5) を説明しています。当ASUに関する一般的情報については、[Dataline 2011-31](#)「新しい公正価値測定基準—公正価値で測定される金融商品の測定に関する主要な変更点に関する適用指針 (*New fair value measurement standard -- Implementation guidance for key changes to the measurement of financial instruments at fair value*)」および[Dataline 2011-23](#)「公正価値測定—FASBとIASBが共同プロジェクトを完了 (*Fair value measurement -- FASB and IASB complete joint project*)」を参照してください。

測定

.3 特定の領域においては当ASUが金融商品の測定に重要な変更をもたらした可能性があります。これらには、プレミアムとディスカウントの適用、市場リスクまたは信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融商品の評価、主要な市場の決定における潜在的な変更などがあります。しかしながらPwCは、サンプル企業およびその他のより広い範囲の企業においてはともに、測定の変更に関して限られた開示しか確認していません。

.4 たとえば、ひとつのケースでは、ある金融機関が自社のポジションの規模を理由にディスカウントの適用を中止し、その結果、関連する公正価値測定を上昇させました。また別のケースでは、ある金融機関がいくつかの金融商品について主要な市場を変更し、その結果、それらの金融商品の評価に影響が生じました。

PwCの見解:

予想していたとおり、当ASUは公正価値測定に広範な変更をもたらさなかったとPwCは考えます。上述の2つ以外にも他のケースがあるかもしれませんが、PwCの分析によると、測定の変更はそれほど広く行われていないことがわかります。このため当Datalineでは、企業による新しい開示規定の適用に焦点を当てています。

開示

.5 以下は、当ASUによって要求される新しい開示事項です。その中でもっとも重要なのは、レベル3の公正価値測定 (重大な観察可能でないインプットに基づく測定) に関するものです。

- 資産および負債のクラスごとのすべてのレベル3の (経常的および非経常的な) 公正価値測定について;
 - 使用した重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報。当ASUには、どのような定量的情報が要求されるかについて具体的な指針は示されていませんが、報告企業が資産に関連して開示を考慮する可能性のある定量的情報の例が含まれます²。

² ASC 820-10-55-103 から 55-104 を参照。

- レベル3の経常的および非経常的な公正価値測定について実施された評価プロセスの定性的説明。当ガイダンス³は、この説明には評価を担当しているグループ、そのグループの報告先、整備されている内部報告手続き、モデルの測定およびテストに用いる手法、ならびにテストの頻度などが含まれる可能性があると述べています。その他の開示には、各期の公正価値の変動の分析プロセス、観察可能でないインプットを開発し裏付けるためにどのような方法を使用するかその他、特に企業が第三者の価格付け情報についての例外規定⁴を利用する場合に第三者のプライシング・サービスに対してどのような統制を行っているかが含まれる可能性があります。
- レベル3の経常的な公正価値測定で使用されるインプットの感応度に関する定性的説明。さらに、公正価値測定において使用されたさまざまな観察不能なインプットの間相互関係がある場合には、それらの相互関係および感応度に及ぼす潜在的な影響も開示しなければなりません。ここで留意すべきは、当ガイダンスは感応度に関する定量的開示を要求してはいないということです。したがって、企業は具体的な金額を提供したり、インプットまたは公正価値測定の潜在的な変動を定量化する必要はありません。
- レベル2の経常的および非経常的な公正価値測定については、使用した評価技法とインプットの定性的説明を提供しなければなりません。⁵
- 公正価値測定におけるレベル1とレベル2の間のすべての振替を、振替の理由を含め総額ベースで、クラスごとに開示しなければなりません。これまで企業は、重要な振替の開示のみを要求されていました。
- すべての公正価値測定は、公正価値ヒエラルキーのレベルに区分して開示しなければならなくなります。その結果、公開企業は、公正価値で計上されていないが公正価値が開示されている金融資産および負債(たとえば、償却原価で計上されている長期債務)の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルを決定することを要求されます。
- ASC 820-10-35-18Dにおける、ひとつのポートフォリオとして市場リスクおよび信用リスクを相殺するポジションにある特定の金融商品の測定に対する例外規定(「ポートフォリオに対する例外」)を使用した場合には、これを開示しなければなりません。⁶
- 非金融資産の最有効使用が、企業による現在の使用と異なっている場合、資産が異なって使用されている理由を開示することが要求されます。

.6 PwCは、当ASUを適用した公開企業37社(このうち30社は金融サービス業界、7社はその他の業種)の2012年3月31日のForm 10-Qのファイリングを分析し、以下の問題について検討しました。

- すべての新しい開示はどのように表示されたか？
- 財務諸表作成者は、当ASUに示された設例に従ったか？
- 情報は、論理的で包括的な方法で表示されたか。
- 特定の業種および全業種にわたる企業は、要求されている開示を同じ方法で行ったか？

³ ASC 820-10-55-105

⁴ ASC 820-10-50-2(bbb)は、報告企業によって作成されたものではない観察可能でないインプット(例:過去の取引または第三者の価格付け情報から得られた価格)についての特定の定量的開示を省略することを報告企業に認めています。定量的開示の例外規定を選択した場合でも、ASC 820-10-50-2(g)に該当すれば、このようなインプットの感応度に関する定性的開示は、依然として要求されることに注意が必要です。

⁵ ASC 820-10-50-2(bbb)

⁶ ASC 820-10-50-2D

- 観察の対象となった一業種内および全業種にわたる異なる企業で、同じ金融商品が同じやり方で開示されたか？たとえば、2012年3月31日時点で複数の業界の企業がさまざまな種類のアセット・バック証券を保有していたが、重大な観察可能でないインプットおよび評価技法が、それらすべての企業において同じやり方で開示されていたか？
- 観察可能でないインプットに関する定量的開示の表における分解のレベルは、一業種内および全業種にわたり首尾一貫していたか？たとえば、社債の公正価値を表示している企業は、それらを同レベルで分解していたか？
- 企業は、第三者のプライシング・サービスから入手した評価に例外規定を利用したか？利用した場合、その企業が第三者の評価に対して整備した統制に関する開示項目は増加したか？
- 公正価値で測定されないが公正価値が開示される金融商品の開示は変化したか？

主な所見

全体的な所見 - 全業種

.7 PwCのレビューの結果、いくつかの全体的な所見が得られました。これについて、後述のセクションで詳細を解説しています。

定量的開示

.8 PwCの所見では、ほとんどの企業が当ASUによって要求されている新しい定量的開示を含めていました。しかしながら、その情報は必ずしも包括的ではなく、ときには多少理解するのが難しいものもありました。多くの大企業においては、新しい開示を完成させるための情報収集に多大な労力が必要とされました。その結果、初めてとなる開示は、読み易さよりはむしろ実質的な規定への準拠に重点をおいたものとなっているようです。

PwCの見解:

PwCは、報告企業は今後の報告期間において開示を改善させていくであろうと考えています。時間をかけることで、財務諸表作成者は、読者に理解しやすく情報をまとめることが可能となり、より効果的な開示を行うことができます。報告企業は、企業の公正価値測定に関するより明確な全体像を読者に提供するため、より多くの情報を開示するなど情報の表示方法に改善を加えるかもしれません。さらに、企業は、財務諸表利用者にとって最も有意義である開示に関する見識を得るために、他社の開示についての独自の分析と同様に、米国証券取引委員会 (SEC) 職員からのコメントやアナリストからの質問を利用する可能性もあります。

注目されるのは、ASC 820における具体的な規定にもかかわらず、ASC 820-10-50-1Aは企業の公正価値測定に関する明確な全体像を読者に提供するために必要なすべての重要な情報を表示することを財務諸表作成者に求めていることです。

.9 PwCは、レベル3の資産および負債に関する重大な観察可能でないインプットの定量的開示の表において、公正価値ヒエラルキーの表に比較して何が除外されているかを企業は必ずしも明確に開示しているとは限らないことに注目しました。

.10 一貫性が見られなかったもうひとつの領域は、重大な観察可能でないインプットの範囲および加重平均についての記載でした。

.11 PwCは、より一般的なレベル3の金融商品について、業種内および全業種にわたって重大な観察可能でないインプットの開示に共通性が見られることを予測していましたが、数種類の共通するレベル3の金融商品(例:住宅ローン担保証券すなわち「RMBS」)が確認できたのみで、それらについても開示されたインプットの首尾一貫性は限られたものでした。

.12 PwCが抽出したサンプル企業の約半数が、レベル3のポートフォリオの全部または一部について第三者の価格付け情報についての例外規定を選択していました。したがって、それらの企業は、該当する金融商品に関する観察可能でないインプットについて定量的開示を提供していませんでした。

PwCの見解:

一部の財務諸表作成者は、ある程度のデータがプライシング・サービスによって提供されたにもかかわらず、第三者による価格付け情報の例外規定を適用していた可能性があります。これは、その情報が決算手続きの比較的遅いタイミングで提供されたために、その情報を確認して注記に含めるための適切な統制を実施する十分な時間が企業側になかった可能性が考えられます。

レベル2およびレベル3の金融商品へのブローカーの相場価格や第三者のプライシング・サービスの利用は、SECが特に注目している領域です。SECは経営者に対し、たとえ企業自身が作成したものでなくても、すべての公正価値測定に責任を持つことを期待しています。2011年12月に開催されたSECおよびPCAOBの動向に関する2011年AICPA全国会議では、SECとPCAOBの双方が、この分野の経営者の責任について改めて言及しました。経営者は、観察可能でないインプットが上記の例外規定に適切か否かを判断するにあたって、このような期待についても考慮する必要があります。第三者の価格付け情報の例外規定が適切である場合、財務諸表作成者は、第三者による評価のレビューに対する統制についての開示を検討しなければなりません。⁷

より詳細な情報を第三者の価格付け業者に求める財務諸表作成者の増加にとともに、この例外規定の使用は徐々に減少する可能性があります。すでに一部のプライシング・サービスがインプット情報を提供しており、その他の業者も間もなく後に続く予想されています。

.13 レベル3の負債または資本性金融商品を有する企業について、彼らが重大なインプットとして不履行リスク(すなわち、企業自身の信用リスク)を含めているか否かに関して実務上のばらつきがあることが判りました。

.14 公正価値測定についての企業の方針の説明およびレベル3の金融商品の感応度分析を含む定量的開示に関して、PwCは、重大な観察可能でないインプット間の相互関係についての有意義な開示がわずかであったことに注目しました。

.15 概ね、金融サービス業界の企業がより詳細な開示を行っていました。しかし、当ASUが金融商品に重点を置いたものであることを考えると、それらの企業は保有する金融商品の性質により影響を受ける可能性が高くなります。

⁷ ASC 820-10-55-105(d)

金融サービス業界

.16 PwCは、金融サービス業界の調査のために、重大なレベル3の金融商品を保有している公開企業30社を抽出しました。サンプル企業には、銀行およびキャピタル・マーケット企業10社、アセットマネジメント会社8社、ファンド2社、および保険会社10社が含まれています。PwCは、保険業界からは各サブセクターを代表する損害保険会社3社、金融保証会社2社、および生命保険会社5社を選択しました。⁸

測定

.17 上述のように、当ASUが公正価値測定に影響を与えたことを報告した企業はほとんどありませんでした。さらに、サンプル企業のうちわずか2社（銀行およびキャピタル・マーケット業）のみが、ポートフォリオの例外規定を使用したことを開示しました。しかしながら、当ASUが要求しているように、会計方針の選択の結果この例外規定を使用したことを明示的に開示したのは、このうち1社のみでした。

PwCの見解：

ほとんどのサンプル企業は、ポートフォリオの例外規定を適用したかどうかを明確にできていませんでした。PwCは、金融機関（特に銀行およびキャピタル・マーケット業）によりポートフォリオの例外規定がもっと広く使用され、関連する開示が増加するであろうと予測していました。

開示

.18 金融機関のForm10-Qファイリングの調査の結果、この新しい開示の精度の水準にはばらつきがあることが明らかになりました。これらの開示は、要求されている重大な観察可能でないインプットの表形式による表示を伴わない最小限の説明から、詳細でしっかりとした表形式および説明形式による開示まで多岐にわたっていました。

定量的開示

.19 新しく要求されている重大な観察可能でないインプットの表について、PwCは、大半のサンプル企業が、当ASUで提供されている例と概ね整合する表形式でインプットを開示していることを確認しました。しかし、重大な観察可能でないインプットの表上の金額と公正価値ヒエラルキーの表上の金額の調整表を提供、あるいは、それらをどのように調整したかを注記の中で説明している企業はごくわずかでした。財務諸表利用者が定量的なデータを調整する際に有用であろう合計および（または）小計の金額を含めることによって当ASUの開示例を補足している企業もみられました。当ASUによって要求されていませんが、財務諸表利用者が公正価値ヒエラルキーの表におけるすべての金融商品が重大なインプットの表においてどのように扱われているかを判断する上で、調整表は有用といえます。

.20 PwCの調査では、ある保険会社は、レベル3の資産と負債の価格付けが内部によるものと外部によるものの内訳を記載した追加的な表の後に、内部で価格付けした重要な項目の定量的なインプットの開示を提供することで重大なインプットの合計金額を公正価値ヒエラルキーの表に調整していました。この調査では、明確な調整表を提供している保険会社は他にありませんでした。しかし、ほとんどの企業が、価格付け業者から入手した公正価値または重要でない項目をこの表から除外していることを説明する注記を記載していました。

.21 同様に、観察可能でないインプットの表におけるその他の内容も多岐にわたっていました。大半の企

⁸ 一般的な母集団を表すことを意図したサンプリングですが、PwCのサンプル企業に関連する所見は、同業種の他の企業を反映しない可能性があります。

業は、当ASUの例(すなわち、評価技法、測定日時点の公正価値、観察可能でないインプットの詳細およびその範囲)で提供されているすべての要素を含めていました。しかし、2、3社の企業は、評価技法または公正価値そのものなどの特定の要素を表から除外しており、表ではなく別の場所で開示していました。公正価値が重大なインプットの表に含まれていない場合、財務諸表利用者は、それぞれの残高を確認するために他の注記の表を参照しなければなりません。さらに、PwCは、それぞれの金融商品の金額の表示がなければ、財務諸表利用者にとって、レベル3の残高すべてがどのように扱われているかが不明確であることに着目しました。

.22 一部のアセットマネジメント企業は、観察可能でないインプットの定量的開示から、修正されていないブローカーの相場価格、第三者の価格付け情報、および実務上便宜的に純資産価格(NAV)を用いて評価される投資を除外していました。このため、レベル3の投資残高の合計と重大なインプットの表の残高との間に差異が生じましたが、除外に関する注記は、財務諸表利用者にとってその差異を埋める上で有用でした。

.23 ある保険会社は、表をまったく使用していませんでした。これは、当該企業がレベル3の金融商品のすべてに第三者の価格付け情報の例外規定を利用した結果、観察可能でないインプットについての開示を要求されなかったためです。

PwCの見解:

PwCがサンプルとした企業は、重大な観察可能でないインプットの表の開示を提供するためにさまざまな形式を使用していました。当ASUで示された設例に従った企業もありましたが、自社の開示の作成には、その設例に補足するか、または設例中の一部の項目を削除するかのいずれかを行っている企業もありました。PwCは、さまざまな定量的データの表からの調整表を提供すること(すなわち、重大な観察可能でないインプットの表から、公正価値ヒエラルキーの表への調整)、レベル3の資産および負債のすべてがどのように扱われたかを財務諸表利用者が評価する際に役立つように、除外された金融商品についての説明を提供することが先進的な実務であると考えます。

.24 当ASUは、重大な観察可能でないインプットの開示において要求される分解のレベルを規定していませんが、サンプル企業のうち大半の金融機関は、公正価値ヒエラルキーの表に開示されている資産および負債と同等クラスのレベルを維持していました。例外としてはファンドが保有する不動産投資があり、重大なインプットの表において、より詳細な内訳が提供されていました。

インプットの種類および範囲

.25 サンプル企業間で類似する資産クラスの公正価値評価技法およびインプットの分析において、PwCは、最も重要な資産クラスの一部(たとえばRMBS)の公正価値評価技法とインプットの種類に類似性があることを確認しましたが、それらは常に類似しているというわけではありませんでした。また提供されたインプットの範囲も首尾一貫していませんでした。

.26 たとえば、保険業界においては、ある会社の損失強度の範囲が35%であったのに対し、別の保険会社は56%もありました。また、早期返済率の範囲が、ある保険会社では7.5%でしたが、別の保険会社では17%もありました。

.27 銀行およびキャピタル・マーケット業界では、ある企業のRMBSの損失強度のインプットの範囲が比較的狭い約10%であったのに対して、別の会社では約90%もありました。RMBSについてのもうひとつの重大な観察可能でないインプットである早期返済率は、7%の企業もあれば40%もの幅のある企業もありました。しかしながら、PwCは、この特定のインプットの加重平均にはある一定レベルの首尾一貫性があることを確

認しました。たとえば、早期返済率の加重平均を開示したサンプル企業2社のその差異はわずかに1%程度でした(約6%と7%)。

PwCの見解:

観察可能でないインプットの範囲の加重平均の開示は、生命保険および金融保証保険業界においてよく見られました。しかしながら、PwCがサンプルとした銀行およびキャピタル・マーケット企業では一貫した開示はされておらず、また、アセットマネジメント業界ではほとんど開示されていませんでした。サンプル企業のうち損害保険会社で加重平均を開示している企業はありませんでした。

これらいくつかの企業の広範囲にわたるインプットを考慮した場合、PwCは、加重平均、または何か他の分布測定値を含めること、そして、その算出方法を開示することがベスト・プラクティスであると考えます。なぜなら、このような測定値は異常値を目立たせなくするからです。ポートフォリオとして見なした場合、加重平均を含めることで企業間の比較が容易になります。

.28 生命保険会社では加重平均の開示は一般的でしたが、最低保証給付の負債(「GMxB」)に関連するレベル3の組込デリバティブの加重平均値を開示しておらず、この情報が除外された理由に関する記載はありませんでした。

.29 GMxB負債を有する生命保険会社は、その評価技法を、割引キャッシュ・フロー、オプション価格算定モデル、またはモンテカルロ・シミュレーションのいずれかの使用であると説明しました。これらの評価で開示された観察可能でないインプットは類似していましたが、PwCが予想したほどには首尾一貫したものではありませんでした。開示されたなかで最も一般的なインプットは、不履行リスク、失効率、死亡率、およびボラティリティで、大半の企業が給付利用率および脱退率を開示しました。ある企業は、動的失効率をベースとする失効率とは別に開示しており、またある企業は待機期間の仮定を開示しました。これら2つのインプットを開示した企業は他にはありませんでした。

PwCの見解:

開示されたインプットに関するPwCの調査によると、5社の生命保険会社によって一貫して開示されたインプット情報はありませんでした。PwCは、GMxB負債に関連する組込デリバティブの特定の重大な観察可能でないインプット(たとえば、ボラティリティおよび失効率)をすべての保険会社が開示すると予想していましたが、PwCのサンプル企業ではこのようなケースは発生しませんでした。

.30 生命保険会社が開示した個々のGMxBインプットの範囲も多様なものでした。範囲が1%未満という企業もあれば、80%もの幅をもつ企業もありました。おそらくこの問題に対処するため、ある企業は死亡率および給付利用率をそれぞれ年齢別および期間別に分解していました。さらに小さなグループへとクラスを分類することで、財務諸表利用者にとって複数の企業の比較が容易になる可能性があります。

.31 アセットマネジメント業界においても、プライベート・エクイティ投資の割引率や株価収益率を除き、企業によって開示された観察可能でないインプットの種類および情報量にはばらつきがありました

.32 次に示す表は、重大な観察可能でないインプットの定量的開示の表に特定のインプットが開示された数とそのインプットを使用する金融商品を保有する企業数を表しています。たとえば、RMBSを保有する15社のうち13社が、重大な観察可能でないインプットとして早期返済率を開示しました。

重大な観察可能でないインプットの定量的開示の表に表示されたインプット

住宅ローン担保証券 (RMBS)

早期返済率	不履行率	損失強度	ベンチマークや割引率に対するスプレッド	その他 (7 インプット)
15 社中 13 社	15 社中 11 社	15 社中 12 社	15 社中 7 社	15 社中 3 社以下

商業不動産ローン担保証券 (CMBS)

早期返済率	不履行率	損失強度	ベンチマークや割引率に対するスプレッド	ボラティリティ	イールド	その他 (9 インプット)
11 社中 6 社	11 社中 3 社	11 社中 5 社	11 社中 3 社	11 社中 4 社	11 社中 5 社	11 社中 1 社

金利デリバティブ

相関係数	ボラティリティ	長期のインフレ率	長期の物価変動率	長期のスワップ・レート	その他 (10 インプット)
8 社中 5 社	8 社中 7 社	8 社中 2 社	8 社中 2 社	8 社中 2 社	8 社中 1 社

最低保証給付 (GMxB)

基礎失効率	死亡率	給付利用率	不履行リスク	脱退率	その他 (2 インプット)
5 社中 4 社	5 社中 4 社	5 社中 3 社	5 社中 4 社	5 社中 3 社	5 社中 1 社

.33 銀行および保険業界において大きく差異があるエリアは、非経常的に公正価値で測定される項目の開示でした。一部の銀行は、非経常的に公正価値で測定された項目の公正価値ヒエラルキーを含んでおり、その大部分は売却目的で保有されるローンおよびその他保有不動産 (OREO) を含んでいました。しかし、すべての企業がこれらの項目の重大な観察可能でないインプットを基準が要求する表形式により開示していたわけではありませんでした。表形式による開示を行っていた銀行については、インプットの範囲または種類に明確で首尾一貫した傾向は見られませんでした。保険業界のサンプル企業では、ほとんどの保険会社は特に記載をしなかったか、または非経常的な公正価値測定はなかった事実を開示していました。このような開示は主に住宅ローンに関するもので、記述形式で開示されていました。ほとんどの保険会社は表を利用しておらず、観察可能でないインプットの範囲も開示していませんでした。

第三者の価格付け情報についての例外規定

.34 上述したように、当ASUは、修正されていない第三者によって提供された評価に関する観察可能でないインプットの定量的情報を開示しないことを企業に認めています。ほとんどの保険会社は、第三者の価格付け情報の例外規定の使用について開示していましたが、銀行およびキャピタル・マーケット企業の大部分は、例外規定について記載をしていませんでした。銀行およびキャピタル・マーケット業界では、わずか数社のみが、第三者の価格付け情報の例外規定の使用とその対象となる金融商品の公正価値の金額を開示に記載していませんでした。

.35 第三者のプライシング・サービスから価格情報を得ているが、第三者の価格付け情報についての例外規定を使用しなかった金融機関が数社ありました。このような金融機関は、第三者により提供されたインプット情報を開示しており、それにはベンダーによって価格付けされたレベル3のポートフォリオ全体に関する情報もあれば、ポートフォリオの一部に関する情報もありました。

PwCの見解:

銀行およびキャピタル・マーケット企業が第三者の価格付け情報についての例外規定を適用したかどうかは、いくつかの開示においては明らかにされていませんでした。企業にとっては、重大な観察可能でないインプットの表形式による開示に加えて、第三者の価格付け情報についての例外規定の使用とその適用対象となる金融商品の公正価値、および第三者の価格付け情報に対する統制が開示の検討対象となります。

ブローカーの相場価格や第三者の評価について、企業は、基礎データの理解の更新および当該データへのアクセスの評価を毎報告期間、確実に実施しなければなりません。

.36 PwCはまた、第三者の価格付け情報の使用に関連する内部統制の説明が拡充することを予想し、各企業の内部統制の開示に注目しました。レベル3のポートフォリオ全体に例外規定を適用した保険会社のみが、その統制の手続と内容について新たに相当量の開示を行っていたことが判りました。

公正価値の開示だけがなされる金融商品

.37 公正価値の開示だけがなされる金融商品に対する新しい公正価値ヒエラルキーの開示要件について、PwCは、銀行業界に特有の重要な残高(たとえば、貸付金および預金)の公正価値ヒエラルキーについて共通する傾向を確認しました。たとえば、貸付金は、場合によってはレベル2に分類されていましたが、ほとんどはレベル3に分類されていました。預金は、主にレベル2に分類されていました。

.38 PwCの調査において、債務を保有する大半の金融機関は、首尾一貫してそれらの公正価値を開示していました。これらの公正価値は、主に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類されていましたが、レベル3に分類されている場合もありました。

その他の所見

.39 アセットマネジメント業界の大部分の企業、ならびに銀行および保険業界のすべての企業は、当ASUの開示全般に連結する変動持分事業体が保有する対象となる金融商品を含めていました。

PwCの見解:

連結するインベストメント・ビークルに関連する会計処理が企業会計からは離れた部門によって行われることは稀なことではありません。したがって、経営上の観点から、企業は、組織全体による当ASUの適切な認識を確保する必要があります。また、企業は、新しい財務報告に対応するための適切な統制を整備し、報告プロセスの中に開示や基礎データの収集、報告、およびレビューのための十分な時間を組み入れておかなければなりません。

定性的開示

.40 当ASU適用の結果として、評価手法または技法について開示を拡大または新たに追加した金融機関はごく少数でした。しかしながら、保険業界の数社が社内報告手続に関する方針、ガイドライン、および追加情報(例:監査委員会による公正価値測定のレビュー)を新しく開示に組み入れていました。

PwCの見解:

PwCは、当ASUによって公正価値測定の方針に関する開示を拡大した企業があるのではないかと予想していました。PwCの観察によると、新しい規定を適用した結果だと考えられる開示の拡大をしていたのは、わずか数社のサンプル企業のみでした。とくに金融保証会社などの他の数社はすでに大規模なレビューを経験していました。多くの金融保証会社は、特定のレベル3の資産および負債の公正価値測定に使用される評価手法、インプット、および仮定に関するより確立した開示を要求するSECのコメントレーターを過去数年間のあいだに受け取っていました。SECはまた、評価モデルの主要な仮定の変更による影響を開示することをこれらの登録企業に求めています。このように、これらの企業の大半は新しく要求された開示事項の多くをすでに含んでいました。

.41 重大な観察可能でないインプットの感応度についての定性的開示に関して、PwCは、詳細の度合いが多様であったことを確認しました。一部の企業は、金融商品ごとの各インプットの感応度およびそれらの相互関係を開示しました。しかし、大部分の企業は当ASUに含まれている設例の文言に従っており、あまり詳細なものではありませんでした。また、ある企業は、相互関係はないと予想していることを開示しましたが、ほとんどの企業は、複数のインプットの間相互関係を開示しませんでした。

PwCの見解:

PwCは、重大な観察可能でないインプットの間「相互関係の説明」および「相互関係が公正価値測定における観察可能でないインプットの変動の影響をどのように増幅または軽減するか」⁹を伴う重大なインプットの感応度についてのより詳細な開示を予想していました。これは、公正価値測定に重要な変化をもたらす市場の動向の種類やどの方向に変動するかといった有益な情報を財務諸表利用者に提供します。

その他の開示

.42 レベル1とレベル2の間の振替の開示に関して、金融サービス業界における開示例は非常にさまざまでした。いくつかの企業は、発生した振替とその理由、およびクラスごとの振り替えられた金融商品の金額を開示しました。その他の企業は、クラスごとの振替を開示しない、または振替に関する説明をまったくしないといったより少ない開示でした。

その他の業種

.43 このカテゴリーには、複合企業1社、製造業1社、公益事業2社、エネルギー企業1社、農業用品小売業1社、および不動産投資信託1社のサンプル企業が含まれます。PwCの分析によると、当ASUは、その他の業種には重大な影響を与えなかったようです。ここに含まれる企業はたいがい重要なレベル3の資産または負債を保有していません。サンプルとして選ばれた企業は業種が異なりますが、公正価値の開示には一定の傾向が見られました。

⁹ ASU 2011-04, BC96

開示

定量的開示

.44 予想していたとおり、これらの業種では新しい開示の対象となる多種多様なレベル3の投資があり、それらは、売却目的保有の不動産からコモディティ・デリバティブまで広い範囲に及んでいました。このため、重大な観察可能でないインプットは多様ですが、多くの場合、各商品について開示された重大な観察可能でないインプットはひとつだけでした。

PwCの見解:

多くの企業が重大な観察可能でないインプットをひとつしか開示しなかったという事実から、観察可能でないインプットが「重大 (significant)」であるのかを企業がどのように決定したのかという疑問が生じます。資産または負債をレベル3に分類すべきだと結論付けるためには、ひとつの重大な観察可能でないインプットが識別されれば十分です。しかしながら、新しい開示規定は、企業に、すべての重大な観察可能でないインプットに関する定量的開示を行うよう求めています。たとえば、ある企業は商品を「多数の観察可能でないインプットのために」レベル3に分類したと開示していましたが、定量的開示には観察可能でないインプットはわずか2つしかありませんでした。

.45 金融サービス業界と同様、これらの企業のレベル3の公正価値測定に関する定量的情報の開示方法にはばらつきがみられました。ほとんどは、当ASUの設例に示されている表による開示を行っていましたが、大抵の場合、合計の表示がありませんでした。さらに、重大な観察可能でないインプットの表における金額が公正価値ヒエラルキーの表にどのように調整されるかについて、当ASUにおける設例を調整表の使用または注記により補足説明したサンプル企業はありませんでした。ひとつのケースでは、ある企業が公正価値ヒエラルキー表の残高に近づけるための情報は提供していましたが、直接の調整表はなく、「計算する」ことを読者に要求するものでした。観察可能でないインプットの表の金額が公正価値ヒエラルキー表の金額と一致するため調整表を必要としない例もいくつかありました。その他の例では、レベル3の商品の金額がほんのわずかであるケースもありました。とはいえ、残高全体が対応されたかどうかを判断するのは、概して困難でした。

PwCの見解:

すべてのサンプル企業が、表形式により重大な観察可能でないインプットを開示していたわけではありません。それらのケースにおいて、レベル3に分類される金融商品の数はわずかなものでしたが、表形式による開示は当ASUによって明示的に要求されています。

.46 サンプル中の不動産企業1社および複合企業1社のわずか2社のみが、第三者による価格付け情報の例外規定を使用していました。複合企業の10-Qファイリングでは、第三者のプライシング・サービスを評価する際に使用したプロセスの説明に関する情報については、財務諸表の読者に年次の10-Kファイリングを参照させていました。PwCは、第三者の業者の使用に対する統制手続きに関する説明の増加を予想していましたが、このケースでは通常の開示にとどまり、補足はありませんでした。

PwCの見解:

通常、第三者の業者より入手する不動産評価は当ASUが要求する開示を完成させるのに必要な情報を提供しているため、不動産についての第三者の価格付け情報への例外規定の使用は予想外のことでした。ASC 820-10-50-2 (bbb)の一部には「報告企業は、公正価値にとって重要であり報告企業が合理的に入手可能な重大な観察可能でない定量的インプットを無視することはできない」と記載があります。ある不動産ファンドは、第三者プライシング・サービスによって査定されたにもかかわらず、定量的な観察不能インプットの開示を提供していませんでした。加えて、この企業は評価ならびに必要な応じての

裏付けおよび第三者価格付け情報への調整のプロセスを詳細に説明していました。

上述の「金融サービス業界」で説明したように、企業は、ブローカーの相場価格や第三者の評価について、基礎データの理解の更新および当該データへのアクセスの評価を毎報告期間、確実に実施しなければなりません。

.47 公正価値の開示だけがなされる金融商品に対する新しい公正価値ヒエラルキーの開示要件について、PwCは、負債商品に関しては金融サービス業界と首尾一貫した結果であることを確認しました。特定の金融商品がレベル3に分類され、ごく限られたケースにおいて短期借入金レベル1に分類されていましたが、ほとんどの短期および長期債務はレベル2に分類されていました。

定性的開示

.48 公正価値測定に関連する方針の開示において、企業がどの程度詳細な情報を提供したかについては、サンプル企業の中でばらつきがみられました。PwCは、概ね、企業がASC 820-10-55-105によって要求されている「評価プロセスの説明」を記載していたことを確認しました。しかしながら、PwCは、ASC 820-10-55-105に示されるような内部報告手続きの方針、ガイドライン、追加情報の開示を大幅に拡大している企業が限られていたことにも注目しました。

.49 定性的な感応度分析に関する実務もさまざまでした。ほとんどの場合、これらの分析を含めていないか、または、ごく限られた情報を提供しているだけでした。わずか数社だけが、当ガイダンスによって要求されている、それぞれの重大なインプットの変化が評価に及ぼす影響の度合いを開示していました。

PwCの見解:

上述の「金融サービス業界」で説明したように、このような感応度分析の開示は企業が財務諸表の利用者に、公正価値測定に重要な変化をもたらす市場の動向の種類やどの方向に変動するかといった有益な情報を提供する機会をもたらしました。

その他の開示

.50 最後に、PwCは、非金融資産の最有効使用が現在の使用と異なる場合についての開示例がなかったことを確認しました。

PwCの見解:

特定の状況においてはこの開示が重要な場合もありますが、PwCは、そのようなケースはそれほど頻繁にないと予想しています。これに該当する非金融資産は公正価値で測定されるもので(例:売却目的で保有する場合)、かつ、その公正価値が現在の使用と異なる使用をした場合に高くなるものです。さらに、この差異の合計が財務諸表の勘定科目にとって重大である必要があります。このため、我々はサンプルの中でこの開示を行った例が皆無であったことには驚いていません。

質問

.51 当Datelineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datelineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、指定のSECサービス・コンサルタント(該当する担当者がある場合)、SECサービス・グループ・メンバー、またはNational Professional Services Groupの金融商品チーム(1-973-236-7803)までお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.